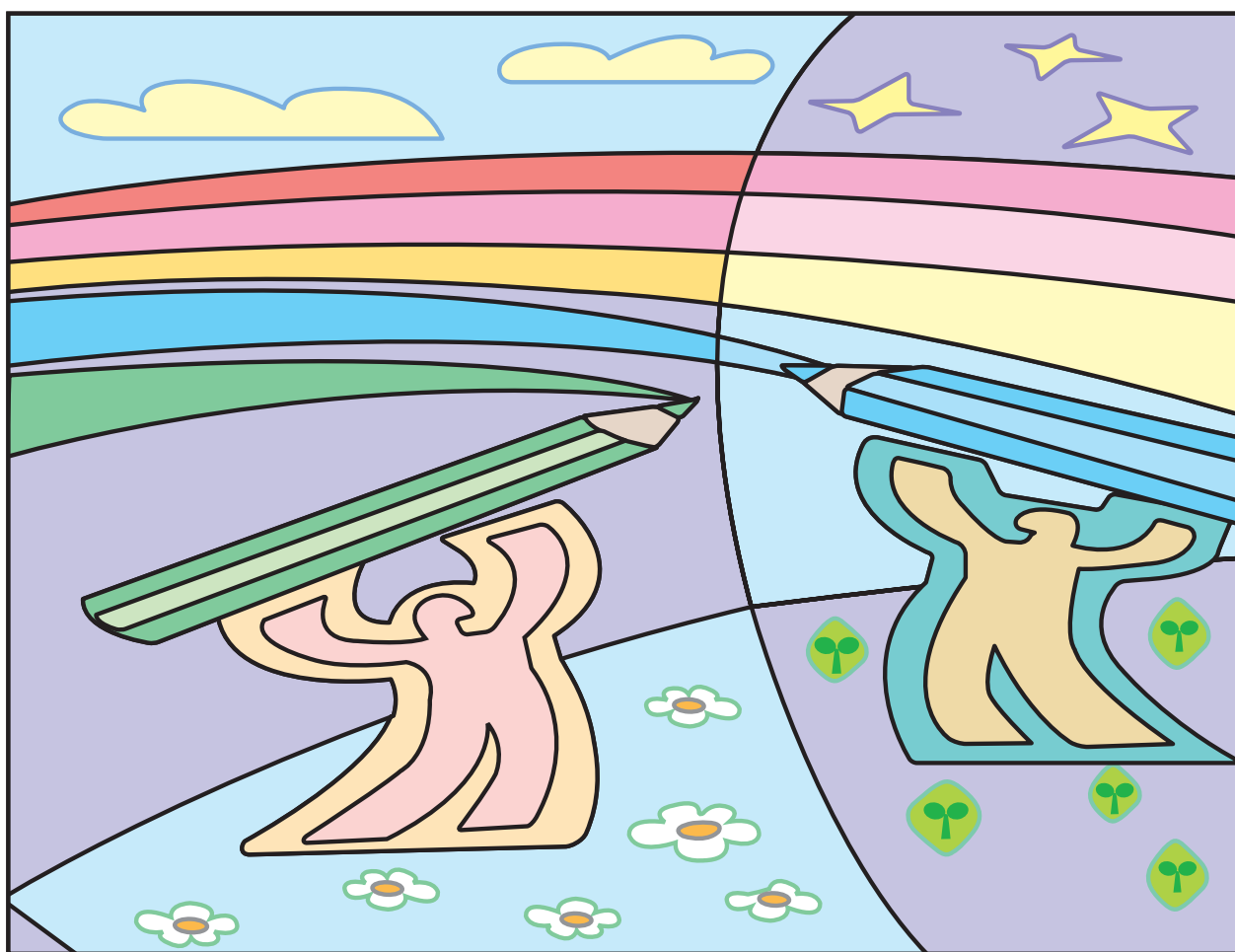


# 栃木県生活環境の保全等に関する条例 のあらまし 〔概要版〕

(新たに追加した規定の内容等の概要)

栃木県公害防止条例が全部改正され、「栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年栃木県条例第40号)」として、平成16年10月14日に公布されました。



栃 木 県

# 公害の防止のための工場等に関する規制等



## 特定有害物質管理基準の遵守（第19条・第20条・第22条・第24条）

- ◆ 水質汚濁防止法及び新条例に定める汚水に係る特定施設で、特定有害物質<sup>注</sup>の製造・使用・処理施設を設置している事業者は、特定有害物質を使用等する特定施設や、これに係る配管や排水処理施設などにおいては、次の構造や管理に関する基準を遵守しなければなりません。

なお、この基準を満たさない施設を使用している事業者に対しては、新条例第22条に基づく改善命令等のほか、罰則が適用されます。

- ① 特定有害物質を使用等する施設やその周辺の床は、十分に強度のあるもので、表面は不浸透性、耐薬品性を有する材質であること。
- ② 薬液や汚水等が地下に浸透したり、屋外に飛散・流出しないように、不浸透性、耐薬品性を有する防液堤など必要な設備を設けること。
- ③ 特定有害物質を使用等する施設や配管、排水処理施設等は、床面から離して設置するなど、容易に点検できる構造とすること。ただし、これにより難しい場合は、漏洩等の有無を確認できる措置を講じること。
- ④ 配管は、耐薬品性の材質で、汚水の系統ごとに区分し、識別できるものとする。
- ⑤ 特定有害物質を使用等する施設や配管、排水処理施設等は、薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排水の状況等を1日1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。
- ⑥ 特定有害物質を含む原料、廃液等の保管については、地下に浸透したり、周辺に飛散・流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。

【平成 17 年 10 月 1 日施行。ただし、平成 17 年 4 月 1 日現在設置（工事中を含む。）されている施設については、平成 20 年 10 月 1 日から適用】

注：「特定有害物質」とは、土壤汚染対策法に定める特定有害物質（カドミウム、六価クロム化合物、鉛等）をいいます。



## 悪臭の防止のための措置（第33条）

- ◆ 工場や事業場においては、次の構造や管理に関する基準を遵守しなければなりません。

- ① 悪臭を発生する原料や製品などは、悪臭がもれにくい容器に収納したり、覆いをかけて保管すること。
- ② 工場や事業場は、作業場所を清潔に保ち、又は建物の気密性を高めるなどの措置を行うこと。
- ③ 悪臭を発生する作業は、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合には、屋外では行わないこと。
- ④ 強度の悪臭を発生する工場や事業場には、有効な脱臭装置を設置すること。

【平成 17 年 10 月 1 日施行。ただし、平成 17 年 4 月 1 日現在設置（工事中を含む。）されている工場・事業場については、平成 18 年 10 月 1 日から適用】

# 公害の防止のための工場等に関する規制等



## 化学物質の適正な管理のための措置（第40条・第41条）

### ◆ 指定化学物質等に関する情報の収集等

県は、指定化学物質等<sup>注</sup>に関する情報の収集及び整理に努め、県民・事業者に対し、これらの情報の提供を適切に行うものとします。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

### ◆ 指定化学物質等の管理に関する計画の作成・公表

P R T R 法（化学物質管理促進法）に定める第一種指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理に関し、次の事項を盛り込んだ計画を自ら作成し、これを公表するよう努めなければなりません。

- ア 管理の方針
- イ 自主管理目標及び目標達成のための措置
- ウ 管理体制
- エ 取扱状況
- オ 事故時の措置
- カ その他適正管理に必要な事項

【平成 17 年 10 月 1 日施行】

注：「指定化学物質等」とは、P R T R 法に定める指定化学物質等（トルエン、キシレン等）をいいます。



## 事故時における措置（第49条）

- ◆ ばい煙又は汚水に係る特定工場等や特定有害物質を使用等する施設の設置者、P R T R 法（化学物質管理促進法）に定める指定化学物質等取扱事業者は、特定工場等などにおいて、施設の故障や破損などの事故が発生し、人の健康や生活環境への被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、事故についての応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。（応急の措置が講じられていないときは、知事は措置を命ずることができます。）

また、これらの施設の設置者と第一種指定化学物質等取扱事業者は、速やかに、事故の状況と講じた措置の概要を知事に報告しなければなりません。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

## 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置



### 地球温暖化の防止（第51条～第53条）

#### ◆ 地球温暖化対策の推進

県・事業者・県民は、地球温暖化の防止のため、事業活動や日常生活において、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用など温室効果ガスの排出抑制等に努めなければなりません。

また、県は、温室効果ガスの排出抑制等に関する技術的な助言、情報提供等に努めるとともに、森林の整備・保全や木材の利用に関し、事業者や県民の理解を深めるよう努めるものとします。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

#### ◆ 地球温暖化対策計画の作成・提出

地球温暖化対策事業者<sup>注</sup>は、次の事項を記載した温室効果ガスの排出抑制等のための計画（地球温暖化対策計画）を原則として3年ごとに作成し、計画期間の初年度の6月末までに知事に提出しなければなりません。（計画を変更したときには、速やかに、変更後の計画を提出することが必要です。）

ア 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

イ 温室効果ガスの排出状況

ウ 温室効果ガスの排出抑制に係る目標及び措置

なお、知事は、地球温暖化対策計画の提出がないときは、計画の提出を勧告することができます。

【平成 17 年 10 月 1 日施行】

注：「地球温暖化対策事業者」とは、燃料及び熱の使用量が原油換算で年間 1,500kl 以上の工場等又は電気の使用量が年間 600 万 kwh 以上の工場等を設置している事業者をいいます。



### フロン類の排出の抑制（第54条・第55条）

#### ◆ フロン類の回収・破壊の促進

県は、フロン類の排出抑制を図るため、フロン類の回収・破壊の促進に関する知識の普及、情報の提供等を行うものとします。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

#### ◆ フロン類の放出防止

冷媒としてフロン類が充てんされている機器の修理や廃棄をするときなどには、大気中にフロン類を放出することがないように努めなければなりません。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

## 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置



### 自動車排出ガスの排出の抑制（第56条～第59条）

#### ◆ 自動車排出ガス抑制のための知識の普及、低公害車の普及促進

県は、自動車排出ガスの排出抑制のための知識の普及や情報の提供などを行うものとしします。

また、率先して低公害車（排出ガスが発生しないか、より少ない自動車）を使用することなどにより、低公害車の普及促進に努めます。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

#### ◆ 低公害車の購入等

自動車を購入しようとするときや使用するときには、できるだけ低公害車を選ぶように努めなければなりません。

また、自動車販売事業者は、自動車を購入しようとしているお客様が低公害車を的確に選択できるよう、取り扱う自動車の排出ガスの量などの情報を適切に提供するように努めなければなりません。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

#### ◆ 自動車の走行量の抑制

自動車を使用する際には、自動車排出ガスによる環境への負荷を低減するため、効率的なルートを選択、配送計画の見直しによる出走台数の削減、公共交通機関の利用などにより自動車の走行量を抑制し、排出ガス量の削減に努めてください。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

#### ◆ アイドリングストップの励行

自動車を運転するときは、駐車中などには不要なアイドリングをやめるよう努めなければなりません。

また、自動車を事業用に使用している事業者は、従業員の皆さんへの教育や車両の管理規程の見直しなどにより、アイドリングストップが励行されるよう努めてください。

駐車場の設置者・管理者においても、看板の掲示や、駐車券への印刷、館内放送などにより、お客様へのアイドリングストップの徹底に努めてください。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

## 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置



### 生活排水対策の推進（第60条・第61条）

#### ◆ 生活排水の処理施設の整備方針の策定等

知事は、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、生活排水の処理施設の整備に関する方針を定めるものとします。

また、県は、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁を防止するための知識の普及や情報の提供などを行うものとします。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】

#### ◆ 公共用水域の水質汚濁の防止

家庭での家事や、キャンプなどの野外活動においては、調理くず、廃食用油などの処理や洗剤の使用を適正に行うよう努めなければなりません。

また、キャンプ場の設置者等においても、浄化槽を設置したり、利用者に注意を喚起するなど、野外活動に伴って排出される水で公共用水域の水質を悪化させないように努めてください。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】



### 日常生活等に伴う騒音等の防止（第62条）

- ◆ 日常生活や事業活動に伴う騒音や振動により周辺的生活環境を損なうことのないように、音量を下げたり、作業場所や設置場所、作業時間帯を変更するなどして静穏の保持に努めなければなりません。

【平成 17 年 4 月 1 日施行】



## 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置



### 環境物品等の調達推進（第63条・第64条）

- ◆ 知事は、毎年度、県が行う物品や役務の調達に関し、環境物品等<sup>註</sup>の調達推進方針を作成・公表し、県は、その方針に基づき物品や役務の調達を行うものとします。

また、県は、市町村が行う環境物品等の調達状況を把握し、必要な助言を行うよう努めるとともに、事業者や県民が環境物品等を容易に選択することができるよう、環境物品等に関する情報提供等を行うものとします。

【平成17年4月1日施行】

注：「環境物品等」とは、環境負荷の低減に資する物品やサービスをいい、例えば、古紙100%のトイレトーパー、ペットボトル再生樹脂を使用した洋服や寝具、省エネ性能の優れた家電製品、ハイブリッド自動車やETC対応車載器、太陽光発電システム、食堂などでの環境に配慮したサービスなどが該当します。

## 従来からの主な規定の内容



### ばい煙、粉じん、排出水等に係る規制（第7条～第18条・第21条・第23条）

- ◆ 特定施設を設置し、又は変更しようとする場合は、その工事開始の日の60日前までに必要事項を届け出なければなりません。
- ◆ 特定施設の設置者は、基準を超えて、ばいじん等や排出水を排出することはできません。また、特定工場等の排出口の位置など、排出水の排出方法は適切にしなければなりません。
- ◆ 屋外においては、認められた方法以外で、ばい煙や悪臭を発生する物質（ゴム、合成樹脂等）を燃焼することはできません。  
また、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質（カドミウム、シアン等）を含む汚水などを地下に浸透させてはいけません。



### 騒音、振動及び悪臭に係る規制（第25条～第39条）

- ◆ 特定施設を設置し、又は変更しようとする場合は、その工事開始の日の30日前までに必要事項を届け出なければなりません。（一部適用除外があります。）
- ◆ 飲食店やカラオケボックス（今回の改正で追加）等の娯楽場などの営業者は、その場所において、音量規制や音響機器の使用禁止の事項を守らなければなりません。
- ◆ 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業を行う場合は、作業開始の日の7日前までに必要事項を届け出なければなりません。（一部適用除外があります。）  
また、騒音や振動が規則で定める基準を超えてはいけません。

## 相談窓口一覧 (平成17年1月1日現在)

区 分	機関名 (所管区域)	所 在 地	電話番号 (FAX番号)
地球温暖化の防止、 環境物品等の調達 の推進	栃木県生活環境部環境局 環境政策課	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3187 (028-623-3182)
大気・水・土壌環 境の保全、化学物 質対策等	栃木県生活環境部環境局 環境管理課 (宇都宮市以外の区域)	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3188 (028-623-3138)
	宇都宮市環境部 環境保全課 (宇都宮市の区域)	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2420 (028-635-4922)
騒音・振動・悪臭 の防止	各市町村の環境保全担当課		
県 の 出 先 機 関	栃木県県西健康福祉センター 環境部環境保全課 (鹿沼市、日光市、今市市、西方町、粟 野町、足尾町、栗山村、藤原町の区域)	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3019 (0289-64-3059)
	栃木県県東健康福祉センター 環境部環境保全課 (真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市 貝町、芳賀町、烏山町、南那須町、馬頭 町、小川町の区域)	〒321-4305 真岡市荒町2-15-10	0285-83-7222 (0285-83-7003)
	栃木県県南健康福祉センター 環境部環境保全課 (栃木市、小山市、上三川町、南河内町、 壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平 町、藤岡町、岩舟町、都賀町の区域)	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309 (0285-21-0175)
	栃木県県北健康福祉センター 環境部環境保全課 (大田原市、矢板市、那須塩原市、上河 内町、河内町、塩谷町、氏家町、高根沢 町、喜連川町、湯津上村、黒羽町、那須 町の区域)	〒324-8585 大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2277 (0287-23-9433)
	栃木県安足健康福祉センター 環境部環境保全課 (足利市、佐野市、田沼町、葛生町の区域)	〒326-0032 足利市真砂町1-1	0284-41-5096 (0284-41-6907)

「とちぎの環境」(<http://www.pref.tochigi.jp/kankyoseisaku/home/index.html>)で  
条例の概要、全文等が御覧いただけます。

栃木県生活環境部環境局環境政策課 (TEL 028-623-3185 FAX 028-623-3182)  
環境管理課 (TEL 028-623-3188 FAX 028-623-3138)